

放射性物質の常時監視のあり方について

3-1 基本方針

環境基本法の目的は、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」ことである（第1条）。

今回、大防法及び水濁法に基づく常時監視のあり方が検討され、意見公募が行われているが、環境基本法の目的に立ち返るならば、2013年6月の法改正で放射性物質に関する環境基準の制定が見送られ、環境省による常時監視を行うのみと規定されたことは全く不十分といえる。監視した結果、どのようにして国民の健康で文化的な生活環境を確保するのか。あくまでも、今回実施方法を規定する「放射性物質の常時監視」は、他の有害物質規制と同様な環境規制に移行するための実態把握、準備段階としての位置付けを明文化する必要があると考える。

特に、一般環境に拡散した放射性物質により汚染された廃棄物を取り扱う施設はもちろん、汚染物混入のリスクを抱える既存の廃棄物処理施設や資源化施設を「特定施設」として規定し、環境規制行政の中に位置づけることが今後の課題であることを明記されたい。

3-2 把握方法

「なお、福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県周辺等で実施する公共用水域及び地下水の放射性物質モニタリングについては、福島第一原発から放出された核種のフォローアップを適確かつ迅速に実施することが肝要であることから、従来どおりの方法で実施する。」とあるが、福島第一原発事故由来の放射性物質による環境汚染の実態を把握し、環境中における拡散、濃縮、移動等の動態を長期的に把握する必要性を考えるならば、公共用水域及び地下水については、現在福島県周辺で実施されている放射性物質モニタリングを基本として測定地域を全国に拡大し、測定対象試料及び測定核種、測定頻度の充実を図るべきと考える。特に東日本においては、事故由来放射性物質の拡散が顕著であり、監視の強化が求められる。

測定点の選定にあたっては、従来からの水濁法に基づく常時監視の測定点を候補地点とするとは効率化の視点から必要ではあるが、それに縛られることなく放射性物質の動態調査にふさわしい測定点を、自治体との協議に基づき決定すべきである。

(1)測定の対象とする媒体

○公共用水域については、放射性物質が検出されやすい底質に加えて、生物濃縮の実態を把握するため、底生生物などの生物試料も測定対象とする。

○一般・産業廃棄物処理施設（中間処理施設、最終処分場）、下水処理場等は一般環境に拡散した放射性物質が混入、濃縮するリスクを抱えている。これらの施設が新たな汚染源とならないように、排出ガス、排出水及び廃棄物を常時監視の対象とする。

○農林業系廃棄物のバイオマス資源としての再利用、除染廃棄物の減容化処理施設などは放射性物質による汚染物を取り扱うことから、廃棄物処理施設と同様に監視対象とする必要がある。

(2)測定方法

○放射性物質の存在状況を概括的に把握するため、スクリーニングのための簡易測定にとどまらず、 β 線・ α 線核種を特定する詳細分析についても、全国的な基礎調査として広範囲に実施すべきである。

(3)測定地点

<公共用水域及び地下水>

○「3-2」の総論ですでに指摘したが、測定点の選定にあたっては、従来からの水濁法に基づく常時監視の測定点を候補地点とすることは効率化の視点から必要ではあるが、それに縛られることなく放射性物質の動態調査にふさわしい測定点を、自治体との協議に基づき決定すべきである。

(4)測定頻度

○公共用水域については、降雨の影響、季節変動を考慮し、周辺住民に対する周知、汚染状況の注意喚起を併せて行うことも勘案して、1～2ヶ月に1回程度実施する。

(5)定量下限

○廃棄物処理施設、資源再利用施設等の排出ガス中に含まれる放射性物質の測定方法を見直し、定量下限値を引き下げる。測定結果の信頼性を高めるため、放射性物質のインプットとアウトプットをトレースできるマテリアルフローを作成して検証する。

(6)詳細分析

○スクリーニング測定によって過去の測定値の傾向から外れる値が検出された場合に限らず、全国的な基礎調査として広範囲に実施する。

3-3 評価・フォローアップ

○すべての測定結果は、東日本大震災対応のモニタリング結果の公表と同様に、測定結果が得られ次第、随時公表する。有識者による評価検討結果は、測定結果に関する解説として、後日取りまとめ次第公表する。

○フォローアップにあたっては、「放射性物質の常時監視」は、他の有害物質規制と同様な環境規制に移行するための実態把握、準備段階であると位置づけ、必要な見直しを行うこととする。